

ぎふし経営力強化資金の概要（改正後）

ぎふし伴走支援型特別資金の取扱を令和6年6月末で終了したものの、新型コロナウイルス感染症等の影響により積み上がった債務の返済負担の増加に伴う借換需要や原材料価格の高騰等の環境の変化に対して、金融機関をはじめとした認定経営革新等支援機関が、中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、引き続き中小企業の経営力強化を図ることを目的とする。

融資対象者	(1) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗の報告を行う方 (2) (1) に該当する方のうち、セーフティネット保証5号の規定による認定を受けている方 [※] ※岐阜市融資制度の「新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金」を借り換える場合に限る									
資金用途	運転資金、設備資金									
融資限度額	2億8,000万円									
融資期間	5年以内（運転資金）・7年以内（設備資金） ただし、岐阜市融資制度を含む岐阜市信用保証協会の保証付き融資の借換資金は10年以内									
融資利率	年1.40%（固定） ただし、金融機関が別に定める場合は、当該利率（固定・変動）									
信用保証料	料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	保証料率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	補填率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.00	0.00	0.00
	事業者負担	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.60	0.45
※セーフティネット保証5号の規定による認定を受けている方の事業者負担保証料はゼロ (※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となる)										
担保	必要に応じ求める									
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要									
添付書類	・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書（申込人が策定したもの） ・認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要） ・融資対象者（2）の方の場合、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する認定書									
取扱開始日	令和6年10月10日保証申込分から									
申込先	岐阜市中小企業融資制度取扱金融機関 （十六銀行、岐阜信用金庫、大垣共立銀行、岐阜商工信用組合、大垣西濃信用金庫、関信用金庫、名古屋銀行、愛知銀行、中京銀行、北陸銀行、三十三銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、商工組合中央金庫、ぎふ農業協同組合の計16金融機関）									

※改正項目及び改正点は、下線太字部分